

北上市告示甲第12号

北上市住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金交付要綱（平成29年北上市告示甲第33号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月13日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、低炭素で持続可能な社会の実現に資するため再生可能エネルギーの普及を図ることを目的に、住宅用の<u>太陽光発電システム、太陽熱利用システム及び蓄電システム</u>の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>太陽熱利用システム 集熱器を利用して太陽の熱を住宅内の給湯又は空調に利用する設備をいう。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、低炭素で持続可能な社会の実現に資するため再生可能エネルギーの普及を図ることを目的に、住宅用の<u>太陽光発電システム及び蓄電システム</u>の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

(4) 自然循環型 太陽熱利用システムのうち、集熱器と蓄熱槽が一体化したもので、水等が自然循環することにより温水をつくる設備をいう。

(5) 強制循環型 太陽熱利用システムのうち、集熱器と蓄熱槽が分離したもので、不凍液等を強制循環させることにより熱エネルギーを利用する設備をいう。

(6) [略]

(補助対象設備)

第3 補助の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、市内に事業所を有する個人又は法人による施工であって、次の各号のいずれかに該当するもの（未使用品を購入するものに限る。）とする。

(1) 最大出力が10キロワット未満の太陽光発電システム

(2) 一般財団法人ベダーリビングが認定する優良住宅部品又はそれと同等以上の性能を有する製品を使用する太陽熱利用システム

(3) 定置用の蓄電システムで太陽光発電システムと併用するもの。

2 [略]

(補助金の額)

第5 [略]

2 [略]

3 既に第3第1項第1号の対象設備を設置して補助金の交付

(3) [略]

(補助対象設備)

第3 補助の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、市内に事業所を有する個人又は法人による施工であって、発電出力が10キロワット未満の太陽光発電システム及び定置用の蓄電システムのいずれも設置したもの（未使用品を購入するものに限る。）とする。

2 [略]

(補助金の額)

第5 [略]

2 [略]

を受けた住宅について、新たに同項第3号の対象設備を設置して当該設備の補助金の交付を受けようとする場合は、前項の規定にかかわらず、同一の住宅に対する補助金の交付は、2回までとする。

(補助金の請求)

第8 申請者は、対象設備の設置が完了したときは、速やかに北上市住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金交付請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付申請のあった日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 電力会社との電力需給契約の内容が分かる書類(太陽光発電システムの場合に限る。)

(5)・(6) [略]

2・3 [略]

(事業実施期間)

第9 事業の実施期間は、平成29年度から令和4年度までとする。

別表(第5関係)

区分		補助金の額
設備の別	設置の別	
太陽光発電システム	[略]	

(補助金の請求)

第8 申請者は、対象設備の設置が完了したときは、速やかに北上市住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金交付請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付申請のあった日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 電力会社との電力需給契約の内容が分かる書類(売電する場合に限る。)

(5)・(6) [略]

2・3 [略]

(事業実施期間)

第9 事業の実施期間は、平成29年度から令和7年度までとする。

別表(第5関係)

区分		補助金の額
設備の別	設置の別	
太陽光発電システム	[略]	

太陽熱利用 システム	自然循 環型	新築 又は 既築	対象設備の設置に要した経費の 5分の1に相当する額とし、6 万円を限度とする。
	強制循 環型		対象設備の設置に要した経費の 5分の1に相当する額とし、12 万円を限度とする。
蓄電システム		[略]	

[略]

様式第1号（第6関係）

[略]

[略]	
対象設備設置(工事費)予定額	[略]
設備区分	
設置する建物の区分	[略]
[略]	

[略]

蓄電システム	[略]

[略]

様式第1号（第6関係）

[略]

[略]	
対象設備設置(工事費)予定額	[略]
設置する建物の区分	[略]
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。